

■介護老人福祉施設泉ふるさと村短期入所生活介護料金表
◆令和7年6月～ ◆1割負担

◎基本料金【1割負担額】

要介護度	1割負担 (日額)	利用者負担 限度額区分	滞在費 (日額)	食費 (日額)	1日の利用料
要支援1 610単位	なし(生保)	第1段階	880円	300円	1,180円
	631円	第2段階	880円	600円	2,111円
		第3段階①	1,370円	1,000円	3,001円
		第3段階②	1,370円	1,300円	3,301円
		第4段階	2,066円	1,545円	4,242円
要支援2 674単位	なし(生保)	第1段階	880円	300円	1,180円
	697円	第2段階	880円	600円	2,177円
		第3段階①	1,370円	1,000円	3,067円
		第3段階②	1,370円	1,300円	3,367円
		第4段階	2,066円	1,545円	4,308円
要介護1 777単位	なし(生保)	第1段階	880円	300円	1,182円
	803円	第2段階	880円	600円	2,283円
		第3段階①	1,370円	1,000円	3,173円
		第3段階②	1,370円	1,300円	3,473円
		第4段階	2,066円	1,545円	4,414円
要介護2 845単位	なし(生保)	第1段階	880円	300円	1,182円
	873円	第2段階	880円	600円	2,353円
		第3段階①	1,370円	1,000円	3,243円
		第3段階②	1,370円	1,300円	3,543円
		第4段階	2,066円	1,545円	4,484円
要介護3 920単位	なし(生保)	第1段階	880円	300円	1,182円
	951円	第2段階	880円	600円	2,431円
		第3段階①	1,370円	1,000円	3,321円
		第3段階②	1,370円	1,300円	3,621円
		第4段階	2,066円	1,545円	4,562円
要介護4 991単位	なし(生保)	第1段階	880円	300円	1,122円
	1,024円	第2段階	880円	600円	2,504円
		第3段階①	1,370円	1,000円	3,394円
		第3段階②	1,370円	1,300円	3,694円
		第4段階	2,066円	1,545円	4,635円
要介護5 1,060単位	なし(生保)	第1段階	880円	300円	1,122円
	1,095円	第2段階	880円	600円	2,575円
		第3段階①	1,370円	1,000円	3,465円
		第3段階②	1,370円	1,300円	3,765円
		第4段階	2,066円	1,545円	4,706円

*1 サービス提供体制強化加算Ⅱ、短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ、看護体制加算Ⅲ・Ⅳの基本単位を含めた金額となります。介護予防短期入所は夜勤職員配置加算Ⅱ、看護体制加算Ⅲ・Ⅳは算定されません。

*2 食事代については、朝食386円、昼食618円、夕食541円と金額設定し、実際に召し上がった食自らの費用のご負担となります。

◎各種加算

	1日あたりの単位数	1日あたりの 自己負担額
①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	19円
②夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20単位/日	21円
③看護体制加算(Ⅲ)	12単位/日	13円
④看護体制加算(Ⅳ)	23単位/日	24円
⑤生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	11円
⑥送迎加算	184単位/日	190円
⑦看取り連携体制加算	64単位/日	67円
⑧介護職員等処遇改善等加算(Ⅰ)	14.0%	

*1 ⑥、⑦は対象となる方のみ算定します。

*2 ⑦は死亡日と死亡日前30日のうち7日が限度となります。

*2 ⑧は総単位数に上乘せします。

◎その他利用料

- ・電気使用量(任意) 一家電製品の持ち込みにかかる電気料の自己負担額をいただきます。
【テレビ】20円/日 【冷蔵庫】20円/日 【電気毛布】20円/日 【加湿器】20円/日
上記以外のコンセントを必要とする物(充電を要するもの含む)1品あたり10円/日
- ・レクリエーション、趣味活動 入居者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加して頂くことができます。
- * 市価購入・利用金額

◎居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合がある。

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費
生活保護受給のかた		段階1	880円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた			
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階2	880円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下	段階3①	1,370円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階3②	1,370円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階4	2,066円	1,445円

＜申請に必要な書類＞ ①介護保険負担限度額認定申請書 ②同意書 ③介護保険被保険者証の写し ④被保険者本人、配偶者名義のすべての通帳の写し ⑤その他預貯金以外の資産(有価証券や投資信託など)の写し
＜申請の流れ＞ 申請は自治体の窓口で行います。＊生活保護を受給されている方は、まずケースワーカーに相談してみてください。

◎高額介護サービス費

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。
高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

＜申請に必要な書類＞ 1. 高額介護サービス費支給申請書 2. 介護保険被保険者証の写し
＜申請の流れ＞ 利用月の約3ヵ月後に、要件を満たす人に通知書、申請書届く(要件を満たすかどうかの判断は、自治体で自動的に行われる) ⇒ 書類に必要事項を記入し、市区町村窓口へ提出すれば申請は完了
＊申請時には、介護保険サービスの利用と支払いを証明する領収書が必要となりますので、きちんととおきましょう。

■介護老人福祉施設泉ふるさと村短期入所生活介護料金表
◆令和7年6月～ ◆2割負担

◎基本料金【2割負担額】

要介護度	2割負担 (日額)	利用者負担 限度額区分	滞在費 (日額)	食費 (日額)	1日の利用料
要支援1 610単位	1,261円	第4段階	2,066円	1,545円	4,872円
要支援2 674単位	1,393円	第4段階	2,066円	1,545円	5,004円
要介護1 777単位	1,606円	第4段階	2,066円	1,545円	5,217円
要介護2 845単位	1,747円	第4段階	2,066円	1,545円	5,358円
要介護3 920単位	1,902円	第4段階	2,066円	1,545円	5,353円
要介護4 991単位	2,049円	第4段階	2,066円	1,545円	5,513円
要介護5 1,060単位	2,191円	第4段階	2,066円	1,545円	5,802円

*1 サービス提供体制強化加算Ⅱ、短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ、看護体制加算Ⅲ・Ⅳの基本単位を含めた金額となります。介護予防短期入所は夜勤職員配置加算Ⅱ、看護体制加算Ⅲ・Ⅳは算定されません。

*2 食事代については、朝食386円、昼食618円、夕食541円と金額設定し、実際に召し上がった食自らの費用のご負担となります。

◎各種加算

	1日あたりの単位数	1日あたりの 自己負担額
①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	19円
②夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20単位/日	42円
③看護体制加算(Ⅲ)	12単位/日	13円
④看護体制加算(Ⅳ)	23単位/日	24円
⑤生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	21円
⑥送迎加算	184単位/日	190円
⑦看取り連携体制加算	64単位/日	133円
⑧介護職員等処遇改善等加算(Ⅰ)	14.0%	

*1 ⑥、⑦は対象となる方のみ算定します。

*2 ⑦は死亡日と死亡日前30日のうち7日が限度となります。

*2 ⑧は総単位数に上乘せします。

◎その他利用料

- ・電気使用量(任意) 一家電製品の持ち込みにかかる電気料の自己負担額をいただきます。
【テレビ】20円/日 【冷蔵庫】20円/日 【電気毛布】20円/日 【加湿器】20円/日
上記以外のコンセントを必要とする物(充電を要するもの含む)1品あたり10円/日
- ・レクリエーション、趣味活動 一入居者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加して頂くことができます。
- * 市価購入・利用金額

◎居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合がある。

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費
生活保護受給のかた		段階1	820円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた			
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階2	820円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下	段階3①	1,310円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階3②	1,310円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階4	2,006円	1,445円

＜申請に必要な書類＞ ①介護保険負担限度額認定申請書 ②同意書 ③介護保険被保険者証の写し ④被保険者本人、配偶者名義のすべての通帳の写し ⑤その他預貯金以外の資産(有価証券や投資信託など)の写し

＜申請の流れ＞ 申請は自治体の窓口で行います。*生活保護を受給されている方は、まずケースワーカーに相談してみてください。

◎高額介護サービス費

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。

高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

＜申請に必要な書類＞ 1. 高額介護サービス費支給申請書 2. 介護保険被保険者証の写し

＜申請の流れ＞ 利用月の約3ヵ月後に、要件を満たす人に通知書、申請書届く(要件を満たすかどうかの判断は、自治体で自動的に行われる) ⇒ 書類に必要事項を記入し、市区町村窓口へ提出すれば申請は完了

* 申請時には、介護保険サービスの利用と支払いを証明する領収書が必要となりますので、きちんととっておきましょう。

■介護老人福祉施設泉ふるさと村短期入所生活介護料金表
◆令和7年6月～ ◆3割負担

◎基本料金【3割負担額】

要介護度	3割負担 (日額)	利用者負担 限度額区分	滞在費 (日額)	食費 (日額)	1日の利用料
要支援1 610単位	1,891円	第4段階	2,066円	1,545円	5,502円
要支援2 674単位	2,089円	第4段階	2,066円	1,545円	5,700円
要介護1 777単位	2,402円	第4段階	2,066円	1,545円	6,019円
要介護2 845単位	2,613円	第4段階	2,066円	1,545円	6,230円
要介護3 920単位	2,845円	第4段階	2,066円	1,545円	6,462円
要介護4 991単位	3,065円	第4段階	2,066円	1,545円	6,682円
要介護5 1,060単位	3,279円	第4段階	2,066円	1,545円	6,896円

* 1 サービス提供体制強化加算Ⅱ、短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ、看護体制加算Ⅲ・Ⅳの基本単位を含めた金額となります。介護予防短期入所は夜勤職員配置加算Ⅱ、看護体制加算Ⅲ・Ⅳは算定されません。

* 2 食事代については、朝食386円、昼食618円、夕食541円と金額設定し、実際に召し上がった食自分の費用のご負担となります。

◎各種加算

	1日あたりの単位数	1日あたりの 自己負担額
①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	19円
②夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20単位/日	62円
③看護体制加算(Ⅲ)	12単位/日	13円
④看護体制加算(Ⅳ)	23単位/日	24円
⑤生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	31円
⑥送迎加算	184単位/日	190円
⑦看取り連携体制加算	64単位/日	199円
⑧介護職員等処遇改善等加算(Ⅰ)	14.0%	

* 1 ⑥、⑦は対象となる方のみ算定します。

* 2 ⑦は死亡日と死亡日前30日のうち7日が限度となります。

* 2 ⑧は総単位数に上乘せします。

◎その他利用料

- ・電気使用量(任意) 一家電製品の持ち込みにかかる電気料の自己負担額をいただきます。
【テレビ】20円/日 【冷蔵庫】20円/日 【電気毛布】20円/日 【加湿器】20円/日
上記以外のコンセントを必要とする物(充電を要するもの含む)1品あたり10円/日
- ・レクリエーション、趣味活動 入居者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加して頂くことができます。
- * 市価購入・利用金額

◎居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費
生活保護受給のかた		段階1	820円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた			
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階2	820円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下	段階3①	1,310円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階3②	1,310円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階4	2,006円	1,445円

＜申請に必要な書類＞ ①介護保険負担限度額認定申請書 ②同意書 ③介護保険被保険者証の写し ④被保険者本人、配偶者名義のすべての通帳の写し ⑤その他預貯金以外の資産(有価証券や投資信託など)の写し

＜申請の流れ＞ 申請は自治体の窓口で行います。＊生活保護を受給されている方は、まずケースワーカーに相談してみてください。

◎高額介護サービス費

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。

高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

＜申請に必要な書類＞ 1. 高額介護サービス費支給申請書 2. 介護保険被保険者証の写し

＜申請の流れ＞ 利用月の約3ヵ月後に、要件を満たす人に通知書、申請書届く(要件を満たすかどうかの判断は、自治体で自動的に行われる) ⇒ 書類に必要事項を記入し、市区町村窓口へ提出すれば申請は完了

* 申請時には、介護保険サービスの利用と支払いを証明する領収書が必要となりますので、きちんととっておきましょう。